

## 2022年度 京都芸術大学 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う授業料等減免 募集要領

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯の通学課程学部生に対する経済支援として、下記のとおり大学独自の授業料減免制度を募集します。

該当する学生で、この減免制度を希望する場合は、下記の要領を確認のうえ所定の手続きを行ってください。

### 1. 申込条件

申請には次の(1)から(3)の条件を全て満たすものとする。

なお、留学生については、(1)から(4)の全てを満たすものとする。

(1) 本学に在籍する通学課程学部生（正規生）。

但し、休学者、卒業延期者は、この制度に申込できません。

(2) 学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者一人）の所得金額（「給与所得者」にあつては源泉徴収票の支払金額とし、「給与所得者以外」にあつては確定申告書等の所得金額とする。）を、次のA~Eのいずれかの方法で比較し、1/2以下となっている者。

|   |                 |   |                    |
|---|-----------------|---|--------------------|
| A | 令和元年（2019年）所得金額 | ⇔ | 令和3年（2021年）所得金額    |
| B | 令和2年（2020年）所得金額 | ⇔ | 令和3年（2021年）所得金額    |
| C | 令和元年（2019年）所得金額 | ⇔ | 令和4年（2022年）所得見込額 ※ |
| D | 令和2年（2020年）所得金額 | ⇔ | 令和4年（2022年）所得見込額 ※ |
| E | 令和3年（2021年）所得金額 | ⇔ | 令和4年（2022年）所得見込額 ※ |

※令和4年の所得見込額については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少後の所得を証明する書類（給与明細等）をもとに合理的な方法で算出されているものとする。（例：収入が減少した月の1か月分の所得を12倍にするなどにより算出）。

なお、主たる家計支持者が海外に在住している等、源泉徴収票や確定申告書等に該当するものがない場合は、源泉徴収票の支払金額、又は確定申告書等の所得金額に相当する金額（日本円に換算）で算出する。

(3) 主たる家計支持者の令和4年の年収見込み額が、給与所得者の場合は税込年収が841万円以下、給与所得者以外の場合は所得が355万円以下である者。

(4) 令和4年5月1日現在で、出入国管理及び難民認定法別表第一の四に定める「留学」の在留資格を保有している者、又は過去6か月の間に「留学」の在留資格を保有していた者で、令和4年5月1日現在で「留学」の在留期間更新手続きを行っており、その後、更新が認められた者。なお、これらに該当しない場合であっても、自宅における遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究（以下遠隔授業等という）を行っている者も対象とする。

## 2. 減免内容

【減免金額】20万円（2022年度後期授業料より減免とする）

【採用予定人数】8名

※申請者数が採用予定数を上回る場合は、経済的困窮度の高い上位8名を減免対象者とします。

困窮度の算出方法にあたっては、日本学生支援機構奨学生選考の際の計算要領に準じて計算した困窮度（係数）を使用します。また、8位周辺に困窮度が同じ者が複数いる場合は、成績（GPA）で判断します。

※後期授業料等を既に納入済みの場合は、減免相当額を返還します。

※国の修学支援制度（授業料減免）を受けている場合、当制度の減免は、修学支援制度減免額を差し引いた学費請求額の範囲内で適用いたします。

## 3. 申請期間

2022年10月24日（月）～2022年11月15日（火）

※結果は12月下旬（予定）に大学発行のメールで通知します。

## 4. 申請書類

以下の書類を申請期間内に、教学事務室学生生活窓口に提出してください。

① 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う授業料等減免 申請書

② 「1. 申込条件」の（2）を証明する書類

※該当の2ヵ年の収入状況を比較し、1/2以下となっていることが確認できるもの

## 5. その他

授業料等減免の適用は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う家計状況を審査し、経済的困窮度が著しく高い学生であると判断した場合に限ります。

なお、申請に際し、虚偽又は重大な過失があった場合は授業料等減免の決定を取り消す場合があります。

## 6. 問い合わせ先および申請書類送付先

【問い合わせ先】 京都芸術大学 教学事務室 学生生活窓口（Tel. : 075-791-9165 平日 9 : 30～18 : 30）

Mail. : [gakusei@office.kyoto-art.ac.jp](mailto:gakusei@office.kyoto-art.ac.jp)

【申請書類送付先】 〒606-8271 京都市左京区北白川瓜生山 2-116

京都芸術大学 教学事務室 学生生活窓口宛

※「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う授業料等減免申請書類在中」と封筒の表面に朱書きしてください。

※書類を郵送する場合は郵便局などの追跡サービス（レターパック、簡易書留等）を使用してください。